

担当課	廃棄物対策課
担当者	寺村・石井
電話(内線)	2680

ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除について

本日付けでダイオキシン類対策特別措置法第30条の規定に基づき、下記の地域におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定を解除しました。

なお、対策地域の指定解除は、全国で初めてとなります。

記

- 1 指定を解除した年月日 平成17年 8月 9日
- 2 解除した区域 橋本市野上山谷田の一部地域(別図) 4,930平方メートル
- 3 解除した理由 土壤環境基準(1,000ピコ以下)を満たすこととなったため
- 4 指定をした年月日 平成14年 4月 5日
- 5 対策概要

○3,000ピコ以上の汚染土壤	現地無害化处理
○1,000~3,000ピコの汚染土壤	コンクリートボックス封じ込め
○整地緑化・雨水排水対策	

6 他府県の状況

(1) 東京都

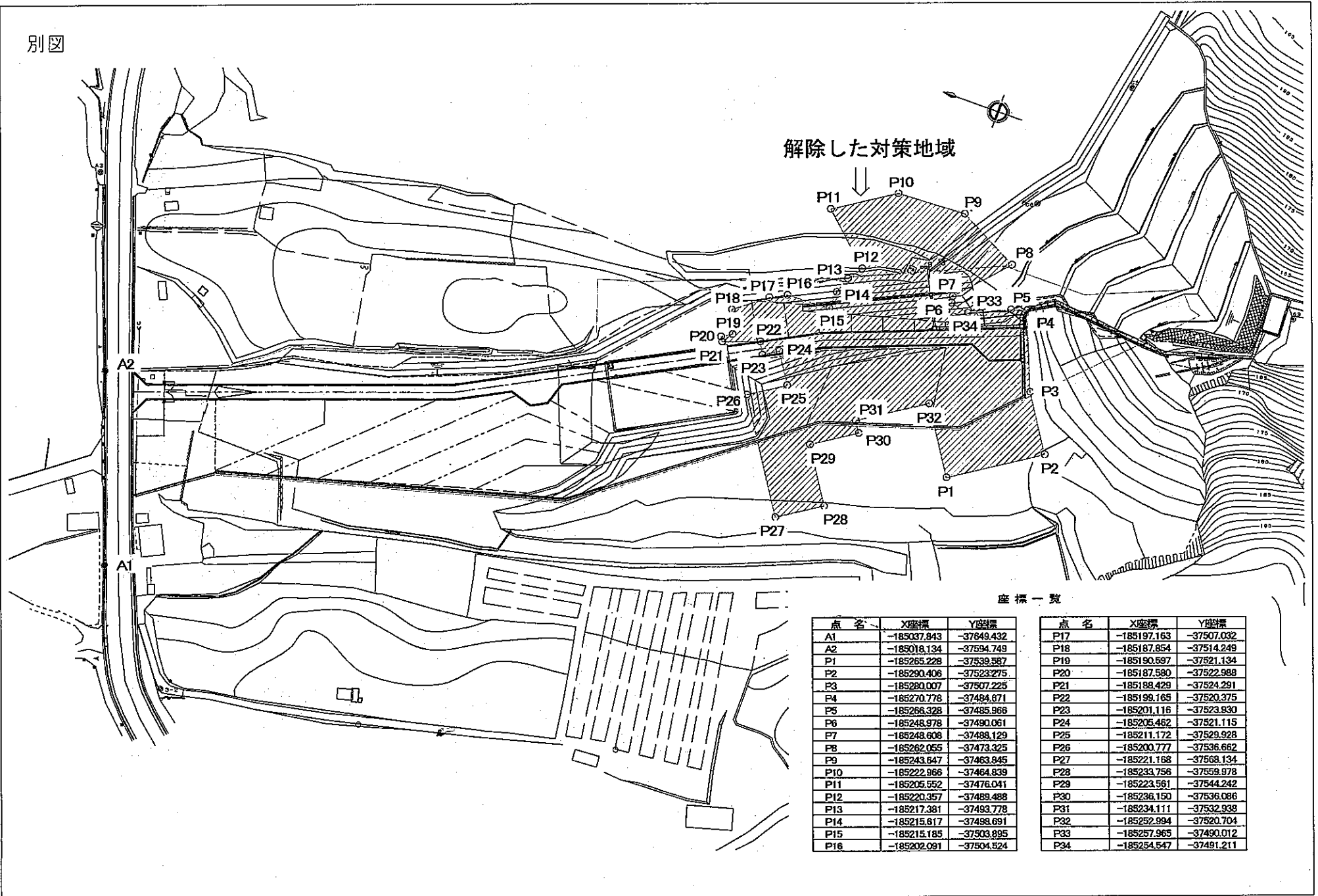
対策地域 : 大田区大森南4丁目81番  
 指定年月日 : 平成13年6月20日  
 対策計画 : 1次計画(掘削・仮置き保管) 平成13年10月  
 : 2次計画(処理) 平成15年 8月  
 対策工事 : 平成17年4月から開始  
 : 4月から 処理設備の試運転  
 : 6月30日から 本格稼働

(2) 香川県

対策地域 : 高松市松福町2-1-9  
 指定年月日 : 平成17年3月4日  
 対策計画 : 平成17年6月  
 対策工事 : 7月19日頃 直島へ搬出  
 : 8月中旬 処理完了予定

\*地域指定を行ったのは、全国で3地区で、和歌山県は2番目に指定を行ったが、指定解除は、全国初となります。

別図



座標一覧

点名	X座標	Y座標
A1	-185037.843	-37649.432
A2	-185018.134	-37594.749
P1	-185265.228	-37539.587
P2	-185290.406	-37523.275
P3	-185280.007	-37507.225
P4	-185270.778	-37484.671
P5	-185266.328	-37485.966
P6	-185248.978	-37490.061
P7	-185248.608	-37488.129
P8	-185262.055	-37473.325
P9	-185243.647	-37463.845
P10	-185222.966	-37464.839
P11	-185205.552	-37476.041
P12	-185220.357	-37489.488
P13	-185217.381	-37493.778
P14	-185215.617	-37498.691
P15	-185215.185	-37503.895
P16	-185202.091	-37504.524

点名	X座標	Y座標
P17	-185197.163	-37507.032
P18	-185187.854	-37514.249
P19	-185190.597	-37521.134
P20	-185187.580	-37522.988
P21	-185188.429	-37524.291
P22	-185199.165	-37520.375
P23	-185201.116	-37523.930
P24	-185205.482	-37521.115
P25	-185211.172	-37529.928
P26	-185200.777	-37536.662
P27	-185221.168	-37568.134
P28	-185233.756	-37559.978
P29	-185223.581	-37544.242
P30	-185236.150	-37536.086
P31	-185234.111	-37532.938
P32	-185252.994	-37520.704
P33	-185257.965	-37490.012
P34	-185254.547	-37491.211

## 橋本市ダイオキシン類問題

- 1 場 所 橋本市 野 上山谷田
- 2 事案の発端 大阪府堺市の産業廃棄物処理業者による不適正処理
- 3 対策手法の決定過程（対策協議会）  
公害紛争調停成立（H13.10.30）により地元住民を含む対策協議会を設置  
意思決定過程に住民の意見を反映
- 4 対策の内容（3段階の基本方針）
  - (1) 応急対策：立入禁止措置・飛散防止シート敷設（H12.2.24～2.28）
  - (2) 緊急対策：廃棄物処理法に基づく行政代執行 平成12・13・15年度  
H12.3.8 措置命令（1回目） ⇔ 行政代執行（H12.5.31～14.3.31）

- 焼却施設の解体・撤去
    - 解体に伴って発生したダイオキシン類汚染物の無害化处理
    - 悪臭の原因となった廃棄物の撤去
  - H15.8.12 措置命令（2回目） ⇔ 行政代執行（H15.9.5～16.3.18）

- 新たに発見した炉底堆積物・廃棄物（ダイオキシン汚染物）の無害化处理
    - 新たに発見された廃棄物の撤去
  - (3) 恒久対策：土壤汚染対策（ダイオキシン類対策特別措置法）平成14～16年度  
H14.4.5 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定 東京都に次いで2番目  
H14.5.29 ダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定  
H14.7.4 対策工事 現地無害化处理・・・全国初  
～H16.9.30  
H17.8.9 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の解除 全国初
- 5 総事業費 約30億円（うち国等からの財政支援 約12億円）  
うちダイオキシン類対策特別措置法関係 約16億円（うち国からの財政支援 9億円）
- 6 早期解決の要因  
徹底した情報公開と地元住民の理解
- 7 跡地の管理（地元住民・橋本市との協議結果）
  - 水質モニタリングを5年間継続
  - 誰でも立入ることのできる広場として活用  
桜及び広葉樹の植樹・モニュメントの設置  
H17.3.27 ダイオキシン類対策完了記念碑除幕式
- 8 その他  
問題の総括及び情報発信・・・「高濃度ダイオキシンに克つ」出版（H16.12）